# 第 463 回石川地方最低賃金審議会

## 【資　料　目　次】


・　特定（産業別）最低賃金の改正決定を求める申出書（写）……　1

・　石川県最低賃金専門部会委員名簿　……　11


別冊１　最低賃金に関する基礎調査報告書（令和８年６月実施）

別冊２　中央最低賃金審議会 目安に関する小委員会配布資料
（第２回、第３回、第４回、第５回）

別冊３　石川県の雇用情勢と令和 6 年(2024) 年能登半島地震関連施策関係資料

別冊４　賃金引上げ支援策リーフレット（石川県・金沢市）

別冊５　各種要請書

「令和８年度 地域別最低賃金額改定の目安について」

石川労働局長
常盤　剛史　殿

石川労働局
-8.7.22
石労受収第 2 号

令和８年　７月２２日

[redacted]川県支部
石[redacted]2-3-1[redacted]
支[redacted]業　[redacted]

# 申　　出　　書

最低賃金法第１５条の１の規定により、石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

１．申出するものが代表する基本的労働者の範囲
　石川県において、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業を営む使用者に使用される労働者　２，５１３名

２．改正の決定を申出る最低賃金の件名
　石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金

３．申出の内容
　上記２の最低賃金改正の改定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第１５条２項に基づく最低賃金審議会の決定による。

４．申出の理由
　当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の労働協約適用労働者数が、概ね３分の１以上に達していること。
（１）　現在適応されている法定最低賃金額　　時間額　７８２円（１，０５４円）
（２）　労使合意を得た適応を受けるべき労働者数　　令和８年７月現在　９９８　名
（３）　$\dfrac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数　998}}{\text{上記２を営む使用者に使用されている労働者数2，513}}$ ＝　３９．７１　％
（４）　労働協約の賃金の最も低い額　　１，１５２円／時間

５．添付書類
（１）当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使協定の写し
（２）当該特定最低賃金の改定を求める労働者側の合意書（委任状）
（３）当該特定最低賃金の改定を求める使用者側の合意書（委任状）
（４）当該特定最低賃金の改定を求める関係労使の事業所と関係労使の合意書および当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数
（５）当該特定最低賃金の改定を求める関係産業労使の事業所の所定労働時間等

以　上

2026年7月8日

石川労働局長
常盤剛史　様

J[redacted]中町ソ8[redacted]
吉田貴[redacted]

# 申出書

最低賃金法第１５条の１の規定により、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行なうことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

1　申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
　石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者28,276名

2　改正の決定を申出る最低賃金の件名
　石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金

3　申出の内容
　上記２の最低賃金の改正決定を求める。
　なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4　申出の理由
　申出産業においては、同種の基幹的労働者について次のとおり産業別最低賃金の決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金　＝　1,090円/H

◆合意を得た適用受けるべき労働者　2026年7月時点　10,760名

◆合意率　$\frac{10,760}{28,276}$　＝　38.05%

5　添付書類
(1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
(2)組織における合意を表す機関決定の写。
(3)申出合意および委任状。
(4)石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金事業所数と労働者数の概要および改正に合意する者の概数。
(5)公正競争ケース申請における疎明資料。
(6)労働組合員以外の労働者の個人署名。　※今回は提出しません。

石川労働局
-8.7.-8
石労総収第　2

以上

2026年7月8日

石川労働局長
常盤剛史　様

J A[redacted]
[redacted]中町ソ[redacted]
[redacted]吉田貴[redacted]

# 申出書

最低賃金法第１５条の１の規定により、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定を求める申し出を行なうことに合意し、下記のとおり申し出る。

記

1　申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
　石川県において、自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者3,824名

2　改正の決定を申出る最低賃金の件名
　石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金

3　申出の内容
　上記２の最低賃金の改正決定を求める。
　なお最低賃金額は最低賃金法第１５条２項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4　申出の理由
　賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね３分の１以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金　＝　1,090円/H

◆最も低い労働協約の賃金額　＝　1,218円/H

◆賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数　1,581名

◆労働協約率　$\frac{1,581}{3,824}$　＝　41.34%

5　添付書類
(1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
(2)申出合意および委任状。
(3)石川県における自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業の事業所数と労働者の概要および労働協約の適用労働者の概数。

以上

石川労働局
-8.7.-8
石労受収第　3

令和７年７月２１日

石川労働局長
常　盤　　剛　史　様

石川県電気機械器具製造業最低賃金事務局
石川県金沢市西念３丁目３番５号
全日本電機[redacted]報関連産業
労働組合[redacted]地方協[redacted]
議　長[redacted]　貴[redacted]

# 申　出　書

最低賃金法第１５条１項の規定により、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

１．申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

１２，３３６名

２．最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次にあげる者は除く。

(1) １８歳未満または６５歳以上の者
(2) 雇い入れ後６か月未満の者であって、技能習得中の者
(3) 清掃または片付けの業務に主として従事する者

３．改正の決定を申し出る最低賃金の件名

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

４．申し出の内容

上記３項の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第１５条２項にもとづく最低賃金審議会の決定による。

石川労働局
-8.7.22
石労発収第　1　号

5．申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね３分の１以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数}}{\text{1項の基幹的労働者数}} = \frac{4{,}309\text{名}}{12{,}336\text{名}} = 34.9\%$$

[redacted]

[redacted]働協約の賃金額　＝ 1,163 円／時間額
[redacted]れている法定最低賃金額　＝ 1,064 円／時間額

6．添付書類

①労働協約　適用最低賃金
②労働協約　適用労働者数
③労働協約の写
④所定労働時間数および所定労働日数
⑤申出合意書および委任状

以　上

令和８年７月２２日

石川労働局長
常盤　剛史　殿

石川労働局
－8.7.22
石労発収第　3

U[redacted]川県支部
石[redacted]田2-3-[redacted]
支[redacted]葉　[redacted]

# 申　出　書

最低賃金法第１５条の１の規定により、石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

１．申出するものが代表する基本的労働者の範囲
石川県において、百貨店、総合スーパーマーケットを営む使用者に使用される労働者
２，７７１名

２．改正の決定を申出る最低賃金の件名
「石川県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金」

３．申出の内容
上記２の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第１５条２項に基づく最低賃金審議会の決定による。

４．申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね３分の１以上に達していること。
（１）現在適応されている法定最低賃金額　　時間額　１，０６０円
（２）合意を得た適応を受けるべき労働者数　　令和８年７月現在　　２，７１３名

（３）合意率　$\frac{２，７１３}{２，７７１}$　＝　９７．９０％

５．添付書類
（１）賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写し
（２）組織における合意を表す機関決定（決議書）の写し
（３）申出合意及び委任状の写し
（４）それぞれの合意の効力が及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、および当該地域内の組織一覧。

以　上

# 石川県最低賃金専門部会委員名簿

（令和8年8月1日現在・五十音順）

| 区分 | 氏　名 | 現　職 |
|---|---|---|
| 公益委員 | 奥井（おくい） めぐみ | 金沢学院大学　経済学部　教授 |
| | 田中（たなか） 英（ひで） 男（お） | 株式会社　北國新聞社　論説委員会　副委員長 |
| | 舟橋（ふなばし） 秀（ひで） 明（あき） | 国立大学法人　金沢大学<br>大学院法学研究科　法務専攻　准教授 |
| 労働者代表 | 九野（くの） 光（こう） 佑（すけ） | JAM北陸　副書記長 |
| | 西田（にしだ） 翔（しょう） | 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会<br>石川地方協議会　事務局長 |
| | 半田（はんだ） 宏（ひろ） 志（し） | 日本労働組合総連合会石川県連合会　副事務局長 |
| 使用者代表 | 畦内（あぜうち） 一（かず） 夫（お） | 一般社団法人　石川県経営者協会　専務理事 |
| | 敷波（しきなみ） 利（とし） 子（こ） | 株式会社シキナミ　代表取締役 |
| | 山下（やました） 活（かつ） 博（ひろ） | 石川県商工会連合会　専務理事 |

【任期：令和8年8月1日から石川県最低賃金専門部会が廃止されるまでの間】

令和８年７月 21 日に、日本成長戦略及び経済財政運営と改革の基本方針2026が閣議決定されました。

石川県最低賃金額改定について、これらに配意した、貴会の調査審議をお願い申し上げます。

令和８年７月 30 日　石 川 労 働 局 長

常 盤　　剛 史

参考

## 日本成長戦略（2026 年 7 月 21 日）（抄）

Ⅲ．８つの分野横断的な課題の解決

７．賃上げ環境整備

(2)　対応の方向性

ｖ）実質賃金/最低賃金の引上げへの対応

2029 年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年１％程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目　標（「経済財政運営と改革の基本方針 2025」）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。

これらの目標に向け、特に、我が国の雇用の7割を占める中小企業・小規模事業者における賃上げ環境の整備を図るため、ⅰ）に記載の「労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略」、ⅱ）に記載の「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」、ⅲ）に記載の「省力化投資促進プラン」等に基づく取組を強力に進めるとともに、交付金等を活用した都道府県・市町村による中小企業の生産性向上支援の取組を十分に後押しする。

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定３要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。こうした取組については、「経済財政運営と改革の基本方針 2025」の記載も踏まえて対応する。

## 経済財政運営と改革の基本方針 2026 について（抄）（令和 8 年 7 月 21 日　閣議決定）

第２章　日本の成長力強化と安全・安心の確保

１．「強い経済」の実現

(3)　強い地域経済の構築

（賃上げ環境整備）

2029 年度までの間で、日本経済全体で、実質賃金で年１％程度の上昇、すなわち、持続的・安定的な物価上昇の下で、物価上昇を年１％程度上回る賃金上昇を賃上げのノルム（社会通念）として我が国に定着させる。

最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標（骨太方針 2025）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する。

（中略）

毎年の最低賃金の引上げ額については、こうした政府の取組も踏まえつつ、法定3要素のデータに基づき、公労使三者構成の中央最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会において、実態を踏まえた審議決定となるよう、議論いただく。

地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。

こうした取組については、骨太方針 2025 の記載も踏まえて対応する。